

上川町森林整備計画

（ 計画期間 自 令和 6年 4月 1日
至 令和16年 3月31日 ）

上 川 町

(新規計画が有効となる年月日)
令和6年4月1日から適用

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿と森林整備の基本的考え方及び森林施業の推進方策	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5
II 森林の整備に関する事項	5
第1 森林立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
(1) 皆伐	5
(2) 択伐	5
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	6
1 人工造林に関する事項	6
(1) 人工造林の対象樹種	6
(2) 人工造林の標準的な方法	6
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	7
2 天然更新に関する事項	7
(1) 天然更新の対象樹種	7
(2) 天然更新の標準的な方法	7
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	9
(1) 造林の対象樹種	9
(2) 生育し得る最大の立木本数	9
5 その他必要な事項	9
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐又は保育の標準的な方法その他間伐又は保育の方法	9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2 保育の作業種別の標準的な方法	10
(1) 下刈	10
(2) 除伐	10
(3) つる伐り	10
3 その他間伐及び保育の基準	10
4 その他必要な事項	10
第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	11
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林の施業方法	11
(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	11
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	11
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	12
(1) 区域の設定	12
(2) 森林施業の方法	12
3 その他必要な事項	12
(1) 水資源保全ゾーン	12
(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	12
(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	13
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	13
2 森林施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	13
3 森林施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	13
第6 森林施業の共同化に関する事項	13
1 森林施業の共同化の促進方向	13
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	14
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	14
(1) 路網密度の水準及び作業システムに関する基本的な考え方	14

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項	15
(3) 基幹路網の維持運営に関する事項	16
第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項	16
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
(1) 人材の育成・確保	16
(2) 林業事業体の経営体質強化	16
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	17
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	17
Ⅲ 森林の保護に関する事項	17
第1 鳥獣害の防止に関する事項	17
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	17
(1) 区域の設定	17
(2) 鳥獣害の防止の方法	17
2 その他必要な事項	17
第2 森林病害虫の駆除及び防除、森林に防除その他の森林の保護に関する事項	18
1 森林病害虫の駆除及び予防の方法	18
(1) 森林病害虫の駆除及び予防の方法	18
(2) その他	18
2 鳥獣害対策の方法	18
3 林野火災の予防の方法	18
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	18
5 その他必要な事項	18
(1) 森林病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	18
(2) その他	18
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	19
1 保健機能森林の区域	19
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	19
3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備	19
(1) 森林保健施設の整備	19
(2) 立木の期待平均樹高	19
4 その他必要な事項	20
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	20
1 森林経営計画の作成に関する事項	20
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	20
(2) 森林法施業規則第33条第1号口の規定に基づく区域	20
(3) Ⅱの第6の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
(4) Ⅲの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	20
2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項	20
3 森林の総合利用の推進に関する事項	20
4 住民参加による森林の整備に関する事項	21
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	21
(2) 上下流連携による取組に関する事項	21
(3) その他	21
5 その他必要な事項	21
(1) 特定保安林の整備に関する事項	21
(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	21
(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	23
(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項	23
(5) 上川町森林・林業再生プランの推進に関する事項	23
別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	25
別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域	34
別表3 鳥獣害防止森林区域	36
参考資料 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	36

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

上川町は総面積104,924haのうち99,108ha(94%)を森林が占める自然豊かなまちです。上川地域は上川盆地が広がっていることが特徴です。しかし本町は大雪山系の山々に囲まれており、古来の火山活動の影響により管内の他の市町村と比べ山がちで比較的急峻な地形が特徴となっています。

所管別の森林面積では、国有林81,626ha、道有林12,593ha、町有林2,032ha、私有林2,880haで、国有林が全体の82%と大部分を占め、当計画の対象となる民有林は、道有林が13%、町有林が2%、私有林が3%と全体の18%となっています。一般民有林(町有林と私有林を合わせた箇所)は南北に13km、東西に20kmの範囲に林小班数約3,000件を数えます。

森林資源量の統計は一般的に森林調査簿に基づきますが、実際に森林の現況とのかい離が指摘されることもあります。一方で、上川町内で調査簿修正に係る人的資源が少ないことが課題だと考えられます。

【本町における所管別の森林面積】

所管	森林面積	比率
国有林	81,626ha	82%
道有林	12,593ha	13%
町有林	2,032ha	2%
私有林	2,880ha	3%
計	99,131ha	

さらに所管別の森林の位置関係をみると、市街地及び農耕放牧地に隣接する形で町有林と私有林が混在しながら所在し、さらにその奥地に道有林と国有林が広がる構造となっています。

このようなことから、当計画における対象森林は道有林と町有林、そして私有林からなる民有林ではありますが、本町における森林整備及び保全の現状と課題を考える上では、森林の大部分を占めている国有林・道有林の果たすべき役割や関連性は大きいと考えます。

また森林全体における公有林の割合が97%と高いことが特徴で、私有林は森林全体の3%とごくわずかです。森林は、その所有区分にかかわらず森林の有する多面的かつ公益的機能の高度発揮が求められるものではありませんが、私有林においては私的財産としての性格を強く持ち合わせることから、公有林と一律の考えのもと森林整備を進めていくことは困難です。木材市況が不安定であったり、森林所有者の高齢化などによる森林整備意欲の減退などを理由に手入れの行き届いていない森林が増加し、人工林の天然林化や針広混交林化など天然力を活用したコスト低減や有用樹種の育成等を森林の育成状況等に応じてきめ細かに取り入れるなどしていく必要があると考えられます。

【本町における公有林と私有林別の森林面積】

所管	森林面積	比率	備考
公有林	96,251ha	97%	国有林、道有林、町有林
私有林	2,880ha	3%	
計	99,131ha		

※内訳と合計は各項目四捨五入の為、合致せず

本町の基幹産業をみると、農業、酪農、層雲峡温泉を中心とした観光業も町内基幹産業となっています。これらの産業においても水資源や土壌の保全、また生物多様性や景観形成など森林が密接に関わっています。

林業では、昭和29年に発生した洞爺丸台風の風倒木処理を契機に「林業のまち」として賑わいをみせ発展を遂げましたが、木材関連工場は次々と姿を消し現在では操業する工場は一時期皆無となり、かつての「林業のまち」のおもかげを見ることはありません。現在、森林資源の有効的な活用を目指し、木材の地産地消および高付加価値化について取り進めているところです。

今後適正な森林整備を進めていくためには、木材市況の低迷や森林の所管別を越えた連携などさまざまな課題があります。当町における産業構造からしても森林の有する多面的機能が自然資本として重要な役割を担っています。

この機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、生物多様性の保全や森林に対する攪乱の大きさに配慮しつつも、長期的な視点を持った経済合理性を図る中で各々の森林の目指す姿に応じた最適な施業方法を選択しその推進

を図っていくことを目指します。さらには森林の整備とまちづくりを有機的に結び付けていくことが、森林に対する住民理解や期待、また森林所有者の整備意欲を高めていくうえで必要であると考えられます。

このような状況のなか本町においては、令和6年に上川町の林政マスタープランを新たに策定する予定です。当プランにおいては本町の森林・林業の再生を図ることを目的に、まちづくりと結び付ける中で総合的にその課題解決と推進を図っていくこととしています。また、平成27年から木質バイオマス生産工場が稼働し、森林資源の有効活用と地材地消についての課題解決を目指しています。

さらに、平成30年から本町は旭川農業高校森林科学科と北海道大学北方圏フィールド科学センター北管理部の3者で連携をし、地域の林業人材育成に取り組んでいます。この取り組みに際し令和3年3月地域連携協定を締結しています。

地域の森林資源を有効に使うことを目的として、令和元年から町産材の利活用事業を行い、特にこれまで活用がされてこなかった天然林小径材の活用を目標とした取組を推進しています。

今後の森林の取扱は、当マスタープランを基本にその推進を図っていくこととしていますが、当プランは具体的に取り組むべき課題と事項を明らかにしたものであり、森林・林業の再生には森林の流域管理の推進や私有林における収益性の確保などさらなる課題が山積しています。

国有林と民有林、圏域や上下流の連携強化により、既成の枠を超えた広域的な森林整備の推進や民有林振興策等を総合的に実施するなかで、実効性のある持続可能な具体的施策の展開を図っていくことが必要です。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿と森林整備の基本的考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割、公有林と私有林の性格の差異、さらには、国有林や民有林、自治体の枠を超えた広域的な視点で、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

特に本町においては、石狩川源流に位置することから森林の持つ水源かん養機能の高度発揮、また大雪山国立公園を抱えていることから森林景観の維持またその活用が強く求められるところであり、それぞれの森林の置かれた状況に応じたきめ細かな適正な森林の整備方法を選択し健全な森林資源の維持造成を図っていくことも重要です。

道有林や町有林においては公有林として特に森林の持つ公益的機能の発揮が求められることから、各々の森林の地理的条件や路網の整備状況、また森林現況を踏まえた上で、生態系機能発揮に配慮しつつ、地理的条件を鑑み管理を行うものとします。天然林化、複層林施業や長伐期施業等の導入を含めた多様な森林整備を進めていくものとしますが、将来に渡って持続可能な森林づくりを進めていくためには、森林資源の醸成を重視しながら林業そのものを経済的合理性のあるものにしていかなければと考えます。

森林所有者による自発的な整備が期待されない森林や、森林の持つ多面的機能の発揮のため特に整備が必要な森林などについては、整備意欲の高い所有者への林地流動化の推進等によりその解消を図っていくものとします。

さらには、森林資源の持つ価値として、木材利用及びその収益という観点だけでなく、森林の環境や産物を活かした新たな産業の創出や森林による住民生活の潤いなど新たな視点も取り入れていくことで、森林資源を活かし守り育てていけるよう取り組んでいくものとします。

なお、これらのことを踏まえ、森林の所有区分別における森林整備及び保全の基本方針と、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の所有区分別における森林整備の基本方針】

所有区分	基本方針の大枠
道有林	各々の林分に適した施業方法を選択する中で、針広混交林化や複層林施業等を推進し、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能が高度に発揮される森林を目指します。また、伐採と更新を繰り返す循環型の森林づくりを進めるためには良質な木材の生産とその利用が重要であることから、適期における間伐等の森林整備の実施と、その過程で発生する木材の収穫や利用も積極的にを行います。さらには、地域の模範となる森林づくりや森林整備や保全等の拠点となる様な森林づくりを進めていき、地域の財産として地域振興等にも資することを目指します。
町有林	生物多様性の保全を重視した施業の方法について積極的な検討を行うものとし、森林が本来持つ生態的機能が持続性を持ち機能するよう施業方法の配慮を最大限行うものとします。森林すべての皆伐は原則として禁止し、択伐及び間伐方法に関しては施業における付加価値が向上するよう細心の注意を払いながら施業を行うこととします。施業を行うにあたり生態攪乱を最大限小さくする手法を検討するものとします。

私有林	<p>水源かん養機能など森林の持つ公益的機能が面的に高度に発揮されるために、整備意欲が高い森林所有者を中心に公有林と一体となった施業集約化を計画的に進めることで枝打ちや間伐などを適期に実施し、また森林の育成状況等に応じ天然力も活用するなど、伐採後の更新や間伐等の実施が担保されるよう収益性の高い森林を目指すものとします。</p>
全体	<p>民有林全体が一体となり、さらには国有林との森林施業共同団地における施業の推進など、森林の持つ多面的機能が面的に高度に発揮される森林を目指します。特に、本町においては、石狩川源流に位置していることからきめ細かな森林施業の実施や伐区の分散等に努めながら保育・間伐等を推進し面的な水源かん養機能、生物多様性保持機能の高度発揮を図りつつ、施業の集約化や高性能林業機械の適用を検討しながら木材の効率的な収穫の推進により採算性を高めていくものとします。さらには必要に応じて整備放棄林等の町有林化や意欲ある森林所有者への林地流動化等を進めます。また、木材資源が枯渇しないよう過度な伐採の抑制や伐採後の的確な更新、木質資源の「地材地消」を含めた有効利用を図ります。</p>

【森林の区域と森林整備の基本方針】

公益的機能別施業森林			
重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林整備の基本方針
水源かん養機能	水源かん養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んで浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んで浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能/土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が設備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮したうえで、高齢級や天然力を活用した複層状態への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、渓岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂ってなど、遮断能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適正な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。また、潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
文化機能	生物多様性保全機能	水辺林タイプ	水辺における生態系保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
生物多様性保全機能		保護地域タイプ	希少な野生生物の生息・生育確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
公益的機能別施業森林以外の森林			
重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が穏やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町の私有林においては林業者の減少が顕著となっていることから、林地台帳を活用した、資源量調査等を行うものとし、新たに林業を行う者への斡旋等を行うものとします。

林業事業体の経営強化や林業従事者の養成及び確保に努め、さらには林地残材を含めた地域材の流通・加工体制の整備等について、関係者がより連携を深めるなかで計画的かつ総合的に推進するものとします。

また労働安全の確保、林内植生の回復等に努めるものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラムツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む。）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	" 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

※標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、保安林の伐採における伐採規制等の指標に利用されません。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方針

（1）立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によるものとし、その留意点については、次のとおりとします。

（ア）皆伐

皆伐については主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や、景観への影響に配慮しつつも、施業の集約化による生産効率性の向上や林地残材の活用等にも努め、的確な更新を図っていくものとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めると共に伐採時期の長期化も検討することとします。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

（イ）択伐

択伐は主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は群状を単位として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては40%以下）とします。

なお、択伐にあたっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

（2）集材路・土場

集材路とは、立木の伐採、搬出等のために、林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込の作業等を行う場所を言います。また集材路・土場は重機などによる著しい土壌の締固め等によって植生回復が困難な場所及び複数年にわたり使用を見込む場合等を除き、原則、植生回復に資する手立てをおこなうものとしてします。

（3）その他

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することが無い様、伐採跡地間には少なくとも周囲森林の成木の樹高程度の幅を確保します。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあつて、伐採する区域の地形や地質等に十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安とし選定します。

3 その他必要な事項

(1) 適切な人工林資源の適切な利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に検討することとします。なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、生態的合理性、経済的合理性の両面を鑑み、樹種構成または、林分構造が長伐期施業に耐えうるものであるかを判断しながら進めることとします。

(2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

(3) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わない事を原則とします。

a 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

(4) 林木は長期にわたり資産形成を行うため、伐採作業等に伴う立木への損傷は、腐朽菌被害の発生につながるおそれが高く森林価値の低下を招く恐れがあります。伐採施業を受託する場合にあっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定することや林内の路網線形を配慮することなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業についてを配慮することとします。

(5) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

(6) 自然条件や目標とする森づくりに見合った林業機械を導入する事とします。効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。

(7) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林を行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

【対象樹種】

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ アカエゾマツ、グイマツ（交配種を含む） ヤチダモ、カツラ、カバ類、ドロノキ ハンノキ、ミズナラ、アオダモ、その他郷土樹種	

注) その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

次のとおり、人工造林の標準的な方法を示します。

① 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早急に植栽するものとします。特に水源かん養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとします。

(イ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全

刈り又は筋刈りにより行うものとします。

(ウ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植えるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

【植栽時期】

植栽時期	樹種	植栽期間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	～6月10日
	カラマツ、その他	～5月31日
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	～10月下旬
	カラマツ、その他	～11月下旬

(エ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。植栽本数の低減にあたっては、町内の施業の実情に見合った植栽本数を検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。

また、周囲に樹冠が十分に発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

【植栽本数】

区分		樹種				
		カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
植栽本数	密仕立て	2,500	3,500	2,500	2,500	2,500
	中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

(オ) コンテナ苗の植栽時期については、第2の(2)①(ウ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

② 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。なお、天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

次のとおり、天然更新の標準的な方法を示します。

① 天然更新の完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齡林(注3)にあつては成立本数が立木度(注4)3以上、幼齡林以外の森林にあつては林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切り株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林にあつては成立本数が立木度3以上、幼齡林

以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付森林第111号、森林計画課長通知）によることとします。

(注1) 高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 幼齢林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 立木度とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待生立木数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待生立木数} \times 10$$

(注5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

②天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや大型草本、粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込みを行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じて補植等を行い更新の確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐にかかわらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林のほか、水源かん養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林や、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上面や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

なお、天然更新が期待できない森林を、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況その他の自然条件や、天然更新では対応し難い森林の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案するものとします。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

- ①保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ②保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ③公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林
- ④湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- ⑤ぼう芽性の強い広葉樹で構成される森林
- ⑥植栽を行うことで社会的便益性を含めた経済的な合理性が得られない森林

なお、具体的対象箇所の判断については、別記造林に関する⑥に関し有識者に判断を仰ぎ実行することとします。

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の判断に対する有識者一覧】

有識者一覧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 博士号取得者（農学、環境学 森林を専門とする者） ・ 技術士（森林部門 林業・林産科目） ・ 森林総合管理士（林業普及指導員資格保有者を含む）

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】

森林の区域（林小班）	参 考
（一般民有林） ・ 別表 1 の 2 水資源保全ゾーンの森林	
（道有林） ・ 別表1の上乗せのゾーニングの水資源保全ゾーンのとおり	

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります（注）。

（注）植栽の具体的方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

（1）造林の対象樹種

①人工造林の場合

1の（1）による。

②天然更新の場合

2の（1）による。

（2）生育し得る最大の立木本数

2の（2）において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による。

5 その他必要な事項

土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条の置き場に十分に留意するものとします。

また、伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携し森林経営に意欲的な者に伐採跡地の取得を促したり町有林化を進めるなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐又は保育の標準的な方法その他間伐又は保育の方法

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は人工林施業の中で最も技術を要し、多岐にわたり考えることが必要となります。この作業では、最終的にどのような森林とすべきか、目的、経済性、環境条件によって一律に示すことは困難です。一般的には、間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

従って次表に示す主要樹種の標準的な間伐方針は密度管理上の一例としてとらえてください。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】 (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 350本	17	24	32	41	-	選木方法: 定性及び定量 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 7年 標準伐期齢以上: 9年
トドマツ (一般材) (地位指数20以上)	植栽本数 2000本/ha 仕立て方法: 疎仕立て 主伐時の設定: 220本/ha	16	21	27	34	45	選木方法: 定性及び定量 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 7年
トドマツ (密度管理シナリオ) (地位指数20以上)	植栽本数 2000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 860本/ha	28	38				選木方法: 定性及び定量 間伐率(材積率):30~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 10年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 400本	26	33	43	55	68	選木方法: 定性及び定量 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 9年 標準伐期齢以上: 13年

(注1)「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」「アカエゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考とした。

(注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること

(注3) トドマツについては地位指数について北海道が算定した地域地位指数を基準とし、個別に地位指数を求めた場合に限り一般材のスケジュールを参考とする。

列状間伐を実施する際は、現地の作業システム（ハーベスタ等）に応じた伐採幅を確保するほか、強度な伐採率とならないように配慮し、残存列が混みすぎている場合は定性間伐と併用するなど、地下部を含めた立木及び林地を痛めないよう実施することとします。

2 保育の作業別の標準的な方法

(1) 下刈

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適時適切に除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることとします。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【標準的な実施時期】

作業種別	樹種	年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下刈り	カラマツ	←→											
	トドマツ	←→											
	アカエゾマツ	←→											

注) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

【【つる切り・除伐】】

樹種	植栽年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春			△							
	秋				△						
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注1) カラマツにはグイマツ等を含む。

注2) △：つる切り、除伐

3 その他間伐及び保育の基準

該当なし。

4 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

生物多様性の保全是、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や多様な樹種から構成される森林が相互に関係して機能が発揮されることから、全ての森林において機能の発揮が期待されています。その中で、特に原生的な森林生態系を構成している森林や、希少な生物が生息・生育する森林、生態系の配慮が求められる水辺林など属地的に機能の発揮を期待するものについては、生物多様性ゾーンの区域とすることとします。

生物多様性ゾーンの設定により生物多様性の保全是重視する森林については、野生生物の生息や希少な植生の生育地に配慮し、森林の減少や分断を防ぎ、広域的な観点から、森林の連続性と野生生物の共存に配慮した回廊状の森林が確保されるよう努めることとします。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林の施業方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林（水源かん養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となしすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地

の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。ただし、腐朽被害については細心の注意を払うことを注意点としてあげ、インクリメントボア等による調査を行う事を推奨し、被害拡大が確認された場合については、予定より早期に伐採を行うなどその時々に応じた対応を行う事を検討してください。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】	一般材生産・38cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・38cm	中庸仕立て	75年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	75年

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源かん養林のうち、属地的に水源かん養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認められる森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源の保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水源かん養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材、及び搬出を冬季に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、町が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における施業方法を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2

のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における施業方法を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は小規模森林所有者や不在村所有者が多く、また今後伐期を迎えつつあるトドマツ等の人工林が間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減や木質資源の安定的かつ持続的な供給を図る必要があります。このため、施業の効率化や、林業事業者による森林経営の受託、さらには私有林等の林地流動化の促進により、森林経営の最適化を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進する為の方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後間伐等の適切な森林整及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結するものとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化にするための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

なお、意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として、実施するよう努めるものとします。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

本町の民有林のうち私有林の森林所有者の多くは5ヘクタール未満の小規模な森林所有であり、かつ全体面積が少ないことから、本町における森林施業を計画的、効率的に行っていくためには、公有林と私有林の枠を超え、国、道、町、森林組合、森林所有者等の関係者による地域ぐるみの推進体制を整備していかなければなりません。

そのためには、国有林、町有林、日本製紙㈱社有林で設定した森林共同施業団地をモデルに国有林と民有林が一体となった施業の集約化をより推進することで、私有林における林班単位だけでなく地区単位における公有林と私有

林の森林施業の集約化を図っていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。

このため、国、道、町及び森林組合等による協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

また、共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や、森林ボランティア団体の活動場所の確保と森林施業の確実な実施と確保等を内容とする施業実施協定について締結の促進を図ります。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

(1) 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

(2) 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

(3) 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準及び作業システムに関する基本的な考え方

ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について次のとおり定めます。

(単位：m/ha)

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系 作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系 作業システム	85以上	25以上
急傾斜地(30° ~)	架線系 作業システム	20<15>以上	20<15>以上

(注1) 『車両系作業システム』とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

(注2) 『架線系作業システム』とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

(注3) 『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林・保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠になります。このためには、機械の性能に応じ、一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安としてグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	フェラ - パンチャ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・フ・ロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・フ・ロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
ハーベスタ	フォワダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワダ)	
中傾斜地 (15° ~ 30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・フ・ロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・フ・ロセッサ)
急傾斜地 (30° ~)	チェーンソー	スイングヤータ	チェーンソー	グラップルローダ
		【全幹集材】	ハーベスタ・フ・ロセッサ	(ハーベスタ・フ・ロセッサ)

※()は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※【】は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

イ 路網整備等推進区域の設定

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
該当なし	ha		m		

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

①基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付林野庁第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

②基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

【一般民有林】

(単位 延長: km 面積: ha)

	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び (箇所数)	箇所数	利用区域 面積	前半5力年 の計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道		上川町	白川		1				
〃	〃		〃	天幕		1				
	計					2				

【道有林】

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長(km) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 か年の 計画箇所	対函番号	備考
拡張	自動車道 (改良)		上川町	ペートラ	0.2-3		○		橋りょう 改良
〃	〃		〃	愛山米飯	0.1-1		○		橋りょう 改良
計					0.3-4				

イ 細部路網の整備に関する事項

①細部路網の作設に関する留意点

持続的に使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確にし、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

なお、林業に従事する者の要請及び確保に関して、町が策定した林政マスタープランの総合的推進により、新たな担い手の養成及び確保を図るものとします。

(1) 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

なお、人材育成・確保の場を林業の現場だけに固執するのではなく、森林をはじめとする自然環境を有する公園等における景観整備や環境整備において刈り出しや地掻き等の林業的手法を取り入れるなど、他分野とともに森林整備を経験できる場をつくり、さらには地元の子供たち等が森林と気軽に触れ合い森林に対する理解や興味を高めていくなど、長期的な視点にたった人材の育成・確保を図っていくものとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者に対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者が安定的して林業経営を維持できるよう支援することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として重要な役割を担う森林

組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併等による広域化の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業者の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業者登録制度」が創設されたことから、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録事業者の活用に努めます。

また、森林の産物を活用し森林の恵みを感じることのできる魅力ある商品の開発・提供、子供から大人まで様々な人が気軽に楽しむことのできる森林を活かした体験プログラム等の実効性のある森林関連ビジネスを支援することとします。

なお、これら森林関連ビジネスの支援等については、「大雪 森のガーデン」において基幹産業である観光や農業等と連携するなかで森林に関する商品開発や体験プログラム等を積極的に実行するなど、当施設が町内における森林のブランド発信拠点ともなるよう努めるものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林、林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。特に、本計画区（上川南部）は、豊富な森林資源を背景に、木材・木製品、パルプ・製紙業などの木材関連産業が発達しており、地域の基幹産業となっていることから、地材地消の取組を推進することにより、地域の活性化につながることを期待できます。

- (1) 地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、地域未利用材の有効利用を促進するため、木質資源を農業用資材や熱・電気のエネルギー源として利用するなど、地域の需要にあった幅広い用途への利用を推進します。
- (2) 公共建築物等の公共施設の整備等において木材や木製品を利用するなどして木の温もりや香り等の木材が持つ魅力の発信や、森林を整備・保全するために林産物の利用促進が重要かつそのことが町の活性化につながっていくことなどを伝えるなかで、その事業採算性等を十分考慮し、地域材の需要拡大と「地材地消」を推進していくものとします。

また、森林の産物による魅力ある新たな商品開発や気軽に森林と触れ合える場の整備や、森林保全の積極的な推進とその発信による町内産木材等のブランド力の向上に努めるなど、その利用促進及び付加価値向上を図っていくものとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置などにより、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。特に、現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、天然林をバランスよく残すこと等により被害のリスクの低減をはかることとします。

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。また区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、つぎのとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進

するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとするとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の制定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期除去に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急的に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害被害の早期発見、早期除去のため、町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応するとともに、林業関係者以外の地域住民等も日常生活のなかで森林に気軽に触れ合いそして森林に目を向けるような環境整備を進めるなど多くの人が森林の異変に気付くよう森林の普及啓発等に努めるものとします。

2 鳥獣害対策の方法

ア エゾヤチネズミによる食害を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等が連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線、防火樹帯等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除や造林のための地拵え等のために火入れを実施する場合にあっては、火入れ地周辺における防火線の設置や実施面積に応じた火入れ従事者や消火器材の設置、また適切な実施期間の設定や天候判断など林野火災等最悪の事態にならないよう十分留意し実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備	考
該当無し			

※なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要がある場合は、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

①気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

②森林の巡視にあたっては、民有林の中で森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定するものとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定するものとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めるものとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないものとします。

- ①原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域特別地区内の森林
- ②森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ③既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地若しくは造成された森林

保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備 考
位置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	その他	
該当なし							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

森林保健機能森林の整備にあたっては、既存の森林施業計画を利用し、森林と森林保健施設を一体的に整備するため当該森林施業計画を変更し、対象森林の保健機能の増進を図るための計画（以下「森林保健機能増進計画」という。）を作成し、森林施業と一体となった施設整備を、計画的かつ一体的に勧めるものとします。

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとします。ただし、保健機能森林の区域内に自然公園地域（普通地域を除く。）を含む場合は、当該自然公園の利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないものとし、区域内に北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域普通地区を含む場合には、原則として当該施設を計画しないものとします。なお、施設の総量規制及び技術的基準等については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則」によるものとします。

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
該当無し

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待値平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限する時に使用する数値で、主要な樹種別に表のとおり定めます。

樹 種	期待平均樹高	備 考
該当無し		

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制の整備や交通の安全等の確保に留意することとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは本町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

- (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項
- (2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域（別表4 森林経営計画区域計画）
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき

事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 森林の活用整備を通じた地域振興に関する事項

本町が策定した林政マスタープランにおいては、そのテーマとして森林を活用したツーリズムの推進や木材高付加価値化等地域の経済的振興へ寄与するとともに、地域住民の暮らしそのものが豊かになるよう、森林の整備を通じた地域振興の推進を図っていくものとします。

本町の森林資源を活用した様々な魅力ある商品の開発・販売については、新たな産業の起業のきっかけとなるよう、積極的な推進を図っていくものとします。

なお、森林の整備を通じた地域振興の推進にあつては、本町の基幹産業である農業、観光、商業との連携強化、さらには広域的な連携を深めるなかで地元人材育成に努め、その実行体制等を構築していくものとします。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用の推進にあつては、2の森林整備を通じた地域振興に関する事項を踏まえ、本格的な森林への優しい入口となるような気軽に日常的に森林を楽しむことができる森林空間を有する施設「大雪 森のガーデン」の整備を実施することとし、当該施設の整備については、「げんきの森」と隣接し、優れた景観を有し農業、商業、観光連携による体験滞在型観光の推進を進める町内菊水旭ヶ丘の町有林にて行うものとします。

なお当該施設の整備については、その入口に多くの人々が興味を持つような華々しい植生空間を形成したり、ユニバーサル動線を設定するなど本格的な森林へと自然と誘導するような空間づくりや自然環境の魅力を自然と楽しく学べる場となるような環境、さらには森林の本来の魅力をしっかりと伝えるための人材育成等を図っていくものとします。

また、森林空間の整備においては笹の刈り出し等を行うことにより稚樹や在来草本の発芽を促進するなど、自然力を活用した生物多様性に富む森林空間の形成を図っていくものとします。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現 状 (参考)		計 画	
	位置	規模	位置	規模
大雪 森のガーデン			菊水旭ヶ丘地区 30林班	面積3.30ha

※施設の規模については、森林以外の隣接地を含めて一体的に整備することから、森林以外の隣接地も含む数値。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

身近な環境や地球環境、温暖化対策に対する森林の果たす役割へ住民の期待が高まる中、森林づくりに参加しようとする機運が高まってきているものの、植樹祭等の森林・林業関係者を主体とするような形式的な活動が多く、地域住民が自らの意思で積極的に参加する森林整備は満足に行われていないのが現状です。

そこで本町においては、住民が日常的に森林と触れ合える環境を整備し森の散策や森での遊びなど子供から大人までが気軽に参加できるプログラム等を継続的に実施することで、学習というやりがいのあることから、森づくりの実践へと展開していくことで、単なるボランティア活動ではない住民参加による森林整備を進めていくものとします。

またその活動自体が住民自身の生きがいや健康等にもつながる様なプログラムや他分野における活動も組み込んでいくなど地域住民の暮らしが豊かになる取組みとしていくものとしますが、そのなかでも森林の持つ役割の重要性や、環境教育など地域における森林整備の推進へとつながっていくような内容となるよう実行していくものとします。

(2) その他

地元の子供たちはもとより大人を含めた地域住民を対象とする森林学習を推進するために、定期的な実践型のプログラム等を実施していくとともに、学校教育や生涯学習等と連携したより総合的かつ効果的な事業推進を検討していくものとします。

そのために、地元の子供たちが遊びの中から自然と森林と触れ合える様な園庭的な森林であったり、大人でも森林や自然環境について実践活動を含め改めて学習をすることのできる森林であったりと、地元住民が生涯にわたり森林学習や森林づくりができる森林環境等の整備を進めていくものとします。

5 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりで

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の3区分とします。

(a) 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

(a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ヘクタール以下とします。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、20ヘクタール以下とします。

(c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタール以下とします。

c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には

10分の4) とします。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

【表1 特別地域内における制限】

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は蓄積の10%以内とします。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良森林、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにします。 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとします ①一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ① 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第3種特別地域	(1) 第3種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

【表2 その他の制限林における伐採方法】

区 分	制 限 内 容
その他の制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ヘクタール未満とします。 (4) 史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、原則、禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家など地域の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

道有林及び町有林については公有林として、水資源のかん養機能をはじめとする公益的機能を特に発揮させる必要があるため、各々の森林現況や地理的条件を考慮したうえで長伐期施業や複層林施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図ることとします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1、共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水源涵養林 ^{かん}	1	全域	25.20
	2	全域	144.12
	3	全域	251.02
	4	1～14、16、18、19、24～29、31～35、37～47、49～54、56、58～60、62～67、69、72、73、75	163.33
	5	全域	160.82
	6	全域	96.39
	7	全域	99.84
	8	全域	157.70
	9	全域	234.68
	10	全域	116.17
	11	全域	118.27
	12	全域	274.54
	13	全域	97.94
	14	全域	80.70
	15	全域	116.80
	16	全域	86.17
	17	全域	110.64
	18	全域	42.09
	19	全域	62.12
	20	全域	161.65
	21	全域	45.14

	22	全域	74.43
	23	全域	63.44
	24	全域	177.68
	25	全域	71.22
	26	全域	119.08
	27	全域	170.71
	28	全域	204.10
	29	全域	178.54
	30	全域	120.20
	31	全域	100.87
	32	全域	317.41
	33	全域	46.29
	34	全域	264.04
	35	全域	158.44
	36	全域	69.00
	37	全域	71.57
	38	全域	49.53
	合計		4,901.88
山地災害防止林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
		該当なし	
	合計		0.00
生活環境保全林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	4	17、20～23、30、36、55、68、71、74	8.84
	合計		8.84

保健・文化機能等維持林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
		該当なし	
	合計		0.00
木材等生産林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	28	2、26、37、49、50、100、141、143、144、148、149、152、185	17.33
	合計		17.33
木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	28	2、26、37、49、50、100、141、143、144、148、149、152、185	17.33
	合計		17.33

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水資源保全ゾーン		該当なし	
	合計		0.00
生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
	合計		0.00
保護地域タイプ		該当なし	
	合計		0.00

3 独自ゾー

ニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
独自ゾーン		該当なし	
	合計		0.00

【道有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水源涵養林	1	1, 2, 51~67	161.26
	2	1~4, 6~8, 13, 17, 22, 29, 41~43, 51~76	291.47
	3	全域	253.43
	4	全域	269.70
	6	全域	155.10
	7	1~8, 40~44, 51~65	277.01
	8	全域	202.84
	9	全域	378.01
	10	全域	410.01
	11	全域	358.15
	12	全域	206.97
	13	1~8, 51, 52	500.12
	14	全域	104.53
	15	1~4, 7, 21, 22, 40~44, 51~56	182.47
	16	全域	252.87
	17	1~3, 21, 40~42, 52~57, 59~62	136.33
	18	1~8, 23~28, 40~42, 51~67	227.06
	19	1~5, 40~47, 51~61	155.82
	20	1~8, 10, 11, 20~26, 28~49, 51~65, 67	351.84
	21	1~3, 20~24, 41~46, 52	197.43
	22	1, 2, 4, 5, 21~25, 40~44	189.22
	23	1, 2, 4, 5, 20, 26, 40, 41	134.14
	24	1~4, 21, 51	189.69
	25	1~3, 9~14, 51~55	186.45
	26	全域	206.81
	27	全域	458.10
	28	全域	159.97
	29	全域	368.46
	30	全域	237.02
	31	全域	427.23
	32	全域	250.25

33	全域	194.60
34	全域	227.63
35	全域	215.55
36	全域	252.12
37	全域	224.60
38	1～5, 21～24, 31, 40～45, 51～53	255.61
39	全域	306.94
40	1～4, 7, 8, 20, 40～49, 51, 53, 54, 56～59	147.48
41	全域	347.86
42	全域	293.26
43	全域	363.68
44	全域	255.45
45	全域	179.41
46	全域	291.46
47	全域	464.56
48	全域	287.51
49	1, 4, 6, 9, 20, 21, 40, 41, 51～81	345.21
合計		12532.69

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
山地災害防止林	1	65	0.35
	3	18, 72, 73	10.28
	4	6, 51, 52, 54～63	155.33
	6	51～53	31.20
	7	64	4.49
	8	59	0.47
	9	2, 3, 51～55, 70～72	155.49
	10	1, 52～57, 60, 61, 69, 70	141.13
	11	51～53	15.75
	12	51～53	7.66
	13	51, 52	4.26
	14	1, 2, 40	25.40
	15	1, 2, 43	14.98

	16	53, 62~64	35.44
	17	56, 60, 62	27.63
	20	4, 67	12.49
	25	55, 2301~2304	24.09
	26	51	6.87
	29	51~55	28.88
	30	52~60	68.51
	31	2, 3, 5, 6, 52, 53	262.92
	33	51	0.39
	34	51~53	27.00
	35	51~55	52.59
	36	53~55	12.00
	37	1, 51~55	19.53
	38	52, 53	5.55
	39	57, 58	6.68
	42	59	0.79
	43	60, 61, 65~70	40.56
	44	1, 2, 4~7, 40, 62~65	137.20
	45	2, 42	8.60
	46	66, 67	3.32
	47	55, 71~74	44.08
	48	69	9.86
	49	4, 6, 21, 74, 75	97.23
	合計		1499.00
区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
生活環境保全林		該当なし	0.00
	合計		0.00

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
保健・文化機能等 維持林	2	1~4, 6~8, 13, 17, 22, 29, 41~43	138.26
	3	1, 2, 17, 18, 41~45	201.74
	4	1, 2, 4, 6, 7, 20~22, 40~42	146.48
	7	3, 4, 7, 8	66.74
	8	1, 2	83.01
	9	1~4	123.94
	10	1, 2, 12	87.92
	11	1, 2, 4, 6, 12	163.73
	12	1	85.92
	13	1~8	495.86
	14	1, 2	22.63
	15	1~4, 7, 21, 22	94.92
	17	1~3	41.72
	18	1, 4	31.02
	19	2~4, 46	65.35
	20	2, 4~8	83.86
	21	1, 2	35.04
	22	1, 4	34.65
	23	1, 5	56.04
	24	1~4	186.15
	25	1~3, 9~14, 51~55	186.45
	26	全域	206.81
	27	全域	458.10
	28	全域	159.97
	29	全域	368.46
	41	2, 9	86.81
	42	2, 5	67.34
	43	1~3	42.27
	44	2, 7	45.07
	45	2, 4, 5	57.46
	合計		3923.72
区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
木材等生産林	7	1, 2, 5, 6, 40~44, 51~65	210.27
	14	3, 40, 51~55	81.90
	16	全域	252.87
	17	21, 40~42, 52~57, 59~62	94.61
	44	1, 4~6, 40, 51~65	210.38
	46	全域	291.46
	47	全域	464.56

	48	全域	287.51
	49	1, 4, 6, 9, 20, 21, 40, 41, 51~81	345.21
	合計		2238.77
特に効率的な施業 が可能な森林		該当なし	0.00
	合計		0.00

2 上乗せのゾーニング

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	2	1~4, 6~8, 13, 17, 22, 29, 41~43	138.26
	3	1, 2, 17, 18, 41~45	201.74
	4	1, 2, 4, 6, 7, 20~22, 40~42	146.48
	7	3, 4, 7, 8	66.74
	8	1, 2	83.01
	9	1~4	123.94
	10	1, 2, 12	87.92
	11	1, 2, 4, 6, 12	163.73
	12	1	85.92
	13	1~8	495.86
	14	1, 2	22.63
	15	1~4, 7, 21, 22	94.92
	17	1~3	41.72
	18	1, 4	31.02
	19	2~4, 46	65.35
	20	2, 4~8	83.86
	21	1, 2	35.04
	22	1, 4	34.65
	23	1, 5	56.04
	24	1~4	186.15
	25	1~3, 9~14	162.36
	26	1~5	199.94
	27	全域	458.10
	28	全域	159.97
	29	1~5	339.58
	41	2, 9	86.81
	42	2, 5	67.34
	43	1~3	42.27
	44	2, 7	45.07
	45	2, 4, 5	57.46
	合計		3863.88

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
生物多様性保全ゾーン			3863.88
水辺林タイプ	2	1~4, 6~8, 13, 17, 22, 29, 41~43	138.26
	3	1, 2, 17, 18, 41~45	201.74
	4	1, 2, 4, 6, 7, 20~22, 40~42	146.48
	7	3, 4, 7, 8	66.74
	8	1, 2	83.01
	9	1~4	123.94
	10	1, 2, 12	87.92
	11	1, 2, 4, 6, 12	163.73
	12	1	85.92
	13	1, 2, 3, 5, 7, 8	435.66
	14	1, 2	22.63
	15	1, 2~4, 7, 21, 22	94.92
	17	1~3	41.72
	18	1, 4	31.02
	19	2~4, 46	65.35
	20	2, 4~8	83.86
	21	1, 2	35.04
	22	1, 4	34.65
	23	1, 5	56.04
	24	1~4	186.15
	41	2	84.35
	42	2, 5	67.34
	43	1~3	42.27
	44	2, 7	45.07
	45	2, 4, 5	57.46
		合計	
保護地域タイプ	13	4, 6	60.20
	25	1~3, 9~14	162.36
	26	1~5	199.94
	27	全域	458.10
	28	全域	159.97
	29	1~5	339.58
	41	9	2.46
	合計		1382.61

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域
【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な 実施基準[参考] (注1)
		林班	小班	(ha)	
水源涵養林 ^{かん}	伐期の延長を推 進すべき森林	1	全域	25.20	主伐林齢：標準伐期齢+10 年以上 皆伐面積：20ha 以下
		2	全域	144.12	
		3	全域	251.02	
		4	1～14、16、18、19、24～29、31 ～35、37～47、49～54、56、58 ～60、62～67、69、72、73、75	163.33	
		5	全域	160.82	
		6	全域	96.39	
		7	全域	99.84	
		8	全域	157.70	
		9	全域	234.68	
		10	全域	116.17	
		11	全域	118.27	
		12	全域	274.54	
		13	全域	97.94	
		14	全域	80.70	
		15	全域	116.80	
		16	全域	86.17	
		17	全域	110.64	
		18	全域	42.09	
		19	全域	62.12	
		20	全域	161.65	
		21	全域	45.14	

		22	全域	74.43	
		23	全域	63.44	
		24	全域	177.68	
		25	全域	71.22	
		26	全域	119.08	
		27	全域	170.71	
		28	全域	204.10	
		29	全域	178.54	
		30	全域	120.20	
		31	全域	100.87	
		32	全域	317.41	
		33	全域	46.29	
		34	全域	264.04	
		35	全域	158.44	
		36	全域	69.00	
		37	全域	71.57	
		38	全域	49.53	
		合計		4,901.88	
	伐採面積 の規模の 縮小を行 うべき森 林(注 2)		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10 年以上 皆伐面積：10ha 以下
		合計		0.00	
山地災害防 止林、生活		4	17、20～23、30、36、55、68、 71、74	8.84	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha 以下

環境保全 林、保健・ 文化機能等	長伐期施業を推 進すべき森林 (注3)		合計		8.84	
	維持林	複層 林施 業を 推進 すべ き森 林	複層林施 業を推進 すべき森 林(択伐 によるも のを除 く)	合計	該当なし	0.00
		択伐によ る複層林 施業を推 進すべき 森林	合計	該当なし	0.00	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40% 以下 その他：標準伐期齢時の立 木材積の7/10以上を維持 する
		特定広葉 樹の育成 を行う森 林施業を 推進すべ き森林	合計	該当なし	0.00	特定広葉樹について、標準 伐期齢時の立木材積を維持 する
		独自ゾーン	合計	該当なし	0.00	
独自ゾーニ ング			合計		0.00	

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

		樹種	主伐可能な林齢	
	人工林	スギ	80年以上	
		エゾマツ・アカエゾマツ	120年以上	
		トドマツ	80年以上	
		カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	60年以上	
		その他針葉樹	80年以上	
		カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	60年以上	
		その他広葉樹	80年以上	
	天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	120年以上	
		主として天然下種によって生立する広葉樹	160年以上	

		主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上	
--	--	--------------------	-------	--

【道有林】上川町

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における 実施基準
		林班	小班		
水源の 涵養の 機能の 維持増 進を図 るため の森林 施業を 推進す べき森 林	伐期の延長を 推進すべき森 林	1	1, 2, 54, 55, 57~62, 64	104.12	主伐林齢：標準伐期齢+ 10年以上皆伐面積： 20haを超えないことと する
		2	51~76	153.21	
		3	51~71	48.68	
		7	1, 2, 5, 6, 51~63, 65	189.76	
		8	3~6, 53~58, 60, 61	84.53	
		9	6, 56~69	118.05	
		10	3, 5~8, 10, 11, 51, 58, 59	92.66	
		14	3, 51~55	79.13	
		15	51~56	45.00	
		16	1, 3, 4, 10, 51, 52, 55~58, 60, 61	161.33	
		17	53~55, 57, 59, 61	51.59	
		18	2, 3, 5~8, 23, 28, 51~59, 62, 64~67	150.62	
		19	1, 5, 51~61	66.97	
		20	1, 3, 10, 51~65	117.80	
		21	3, 52	8.31	
		30	1~7, 51	126.13	
		31	7, 51	26.03	
		36	1, 4, 5, 51, 52	116.19	
		37	2, 3, 7	70.95	
		38	51	7.12	
		39	1, 5, 51~56	127.49	
		40	2~4, 7, 8, 53, 54, 56~59	110.31	
		41	3, 5, 8, 51~58, 60, 61	115.93	
		42	51~58	49.70	
		43	6, 51~53, 56~59, 62~64	139.84	
		44	51~61	118.25	
		45	1, 3, 7, 51~58	92.75	
		46	1~3, 51~65, 68~73	246.40	
		47	1~3, 5, 12~14, 51~54, 56~70, 75	397.25	
		48	1, 6, 7, 51, 53~68, 70, 71	270.01	
49	1, 9, 51~54, 56~62, 64, 65, 67~73, 76, 78~80	201.97			
	合計		3,688.08		

伐採面積の模縮を行うべき森林	2	1~4, 6~8, 13, 17, 22, 29, 41~43	138.26	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上皆伐面積：10ha以下
	3	1, 2, 17, 18, 41~45	201.74	
	4	1, 2, 4, 6, 7, 20~22, 40~42	146.48	
	7	3, 4, 7, 8	66.74	
	8	1, 2	83.01	
	9	1~4	123.94	
	10	1, 2, 12	87.92	
	11	1, 2, 4, 6, 12	163.73	
	12	1	85.92	
	13	1~8	495.86	
	14	1, 2	22.63	
	15	1~4, 7, 21, 22	94.92	
	17	1~3	41.72	
	18	1, 4	31.02	
	19	2~4, 46	65.35	
	20	2, 4~8	83.86	
	21	1, 2	35.04	
	22	1, 4	34.65	
	23	1, 5	56.04	
	24	1~4	186.15	
	25	1~3, 9~14	162.36	
	26	1~5	199.94	
	27	全域	458.10	
	28	全域	159.97	
	29	1~5	339.58	
	41	2, 9	86.81	
	42	2, 5	67.34	
	43	1~3	42.27	
44	2, 7	45.07		
45	2, 4, 5	57.46		
	合計		3,863.88	

区分	施業の方法		森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における実施基準
			林班	小班		
森林の有する土地に関する	長伐期施業を推進すべき森林			該当なし	0.00	
			合計		0.00	
災害の防止機能、土壌の保全の機能、	複層林業を推進すべ	複層林業を推進すべ	1	51~53, 56, 63, 65~67	57.14	主伐林齢：標準伐期齢以上伐採率：70%以下その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			3	72, 73	3.01	
			4	51, 52, 54~63	123.22	
			7	40~44, 64	20.51	
			8	40~45, 51, 52, 59	35.30	

快適な環境形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林）	き森	9	20, 21, 40~47, 51~55, 70~72	136.02			
	き森	10	20, 21, 23~25, 40~46, 52~57, 60, 61, 69, 70	229.43			
	き森	11	25, 41	10.96			
	き森	14	40	2.77			
	き森	15	40~44	42.55			
	き森	16	21~24, 40~47, 53, 54, 62~64	91.54			
	き森	17	21, 40~42, 52, 56, 60, 62	43.02			
	き森	18	24~27, 40~42, 60, 61, 63	45.42			
	き森	19	40~45, 47	23.50			
	き森	20	11, 20~26, 28~49, 67	150.18			
	き森	21	20~24, 41~46	154.08			
	き森	22	25	7.64			
	き森	30	20, 21, 31, 40, 52~60	110.89			
	き森	31	6	41.05			
	き森	34	51	10.70			
	き森	36	40, 41	20.96			
	き森	37	1, 20~22, 31, 40~42, 51~55	153.65			
	き森	39	41, 43	11.44			
	き森	40	20, 40, 42~49, 51	31.94			
	き森	41	22, 41~44, 46~49, 59	64.19			
	き森	42	23, 24, 40, 59	35.90			
	き森	43	40, 41, 44, 45, 60, 61, 65~70	56.87			
	き森	44	1, 4~6, 40, 62~65	92.13			
	き森	45	20, 21, 40~43	29.20			
	き森	46	40~48, 66, 67	45.06			
	き森	47	20, 21, 40~42, 55, 71~74	67.31			
	き森	48	20, 40, 69	17.50			
	き森	49	4, 6, 20, 21, 40, 41, 55, 63, 66, 74, 75, 77, 81	143.24			
	き森	合計		2,108.32			
	き森	択伐による層施業を推進すべき森林	2	1~4, 6~8, 13, 17, 22, 29, 41~43		138.26	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上伐採率：30%以下または40%以下その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
	き森	択伐による層施業を推進すべき森林	3	1, 2, 17, 18, 41~45		201.74	
	き森	択伐による層施業を推進すべき森林	4	1, 2, 4, 6, 7, 20~22, 40~42		146.48	
	き森	択伐による層施業を推進すべき森林	6	全域		155.10	
	き森	択伐による層施業を推進すべき森林	7	3, 4, 7, 8		66.74	
	き森	択伐による層施業を推進すべき森林	8	1, 2		83.01	
	き森	択伐による層施業を推進すべき森林	9	1~4		123.94	
	き森	択伐による層施業を推進すべき森林	10	1, 2, 12		87.92	
	き森	択伐による層施業を推進すべき森林	11	1, 2, 4, 6, 8, 10~12, 20~24, 26, 27, 40, 42~47, 51~53		347.19	
	き森	択伐による層施業を推進すべき森林	12	全域		206.97	
	き森	択伐による層施業を推進すべき森林	13	1~8, 51, 52		500.12	

14	1, 2	22.63	
15	1~4, 7, 21, 22	94.92	
17	1~3	41.72	
18	1, 4	31.02	
19	2~4, 46	65.35	
20	2, 4~8	83.86	
21	1, 2	35.04	
22	1, 2, 4, 5, 21~24, 40~44	181.58	
23	1, 2, 4, 5, 20, 26, 40, 41	134.14	
24	1~4, 21, 51	189.69	
25	1~3, 9~14, 51~55	186.45	
26	全域	206.81	
27	全域	458.10	
28	全域	159.97	
29	全域	368.46	
31	1~5, 20~24, 52, 53	360.15	
32	全域	250.25	
33	全域	194.60	
34	1~6, 8~10, 20~25, 52, 53	216.93	
35	全域	215.55	
36	2, 3, 20~22, 53~55	114.97	
38	1~5, 21~24, 31, 40~45, 52, 53	248.49	
39	2, 20~24, 40, 42, 57, 58	168.01	
40	1, 41	5.23	
41	1, 2, 7, 9, 10, 21, 40, 45	167.74	
42	1~3, 5, 9, 21, 22, 25, 26	207.66	
43	1~5, 30, 42, 43	166.97	
44	2, 7	45.07	
45	2, 4, 5	57.46	
	合計	6,736.29	
特定 広葉樹の育成を 進めよう 林業を 推進す き森		該当なし	0.00
	合計		0.00

別表3 鳥獣害防止森林区域

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積
	林班		(ha)
エゾシカ	5、12、38		484.89
その他	該当なし		

【道有林】上川町

対象鳥獣の種類	森林の区域	
	林班	面積
エゾシカ	全域 (1~4, 6~49)	12592.48
その他	該当なし	0.00

別表4 森林経営計画 区域計画

上川北部No.1(私有林)																								小班																								面積
林班																																															1644.3	
1																																																
2																																																
3																																																
4																																																
5																																																
6																																																
7																																																
8																																																
9																																																
10																																																
11																																																
12																																																
13																																																
14																																																
15																																																
16																																																
17																																																
18																																																
19																																																
20																																																
21																																																
22																																																
23																																																
24																																																
上川北部No.2(町有林)																								小班																								面積
林班	1	10	14	14	15	15	17	19	31	32	35	37	38	50	71	77	81	82	83	88															10.82													
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	16	17	18	19	54	55	59	60	61	62															141.88											
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	26	27	31	33	33	34	35	38	39	42	45	48	50	51	52	56	60	61	62	63	68	71	224.63													
4	1	2	3	4	5	6	8	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	27	28	30	31	32	33	34	36	37	38	39	40	164.44													
5	7	11	16	17	18	19	26	41	42	44	45	46	47	49	50	51	52	53	56	59	60	62	64	65	66	67	68	69	70	74	75	76	82	89	89.00													
6	92	93	95	98	101	102	103	104	105	106	107	108	110	111	112	113	114	116	117	118	119	120	122	144	145	146	147	148	149	150	151	153	154	155	85.55													
7	156	138	139	140	141	142	143																								99.84																	
8	1	2	3	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	16	17	25	26	29	32	33	34	35	36	37	38	38	39															84.67						
9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	20.44														
10	15	17	18	19	20	21	38	44	45	50	51	52	56	74	75	76	78	79	80	81	82	83															54.17											
11	16	17	52	53	67	69	91	92	94	106	107	11	12	13	14	15	24	25	26	31	35	36	37	38	39	40	41	43	44	58	65	66	73	90	92	100	101	135.62										
12	1	2	3	4	5	6	13	37	39	40	51	57	58	59	67	75	88															32.54																
13	8	13	14	15	16	17	18	19	21	29	30	31															18.56																					
14	10	11	13	13	14	16	18	19	20	24	26	57	58	59	60	79	80	98	99	100	102	104	106	107															19.88									
15	17	10	11	13	13	14	16	18	19	20	24	26	57	58	59	60	79	80	98	99	100	102	104	106	107															1.96								
16	20	53	55	56	58	59	60	61	114	119	124	128	131	146	152	184	185	186	187	216															31.92													
17	22	47																								110.36																						
18	23	1	2	17	20	21	25	27	28	32	33	37	38	43	44	93	94	104	108	110	111	112	117	118	119	120	124	127	128	128	130	133															110.36	
19	24	40	44	48	49	52	55	61	63	64	65	77	78	81	91	93	95	106	107	107	108	108	109	110	112	113	114	115	116	117	118	119															258	
20	25	259	260	261	262	263																								257																		

上川南部No.1																								小班																								面積	
林班																																															1234.56		
25																																																	
26																																																	
27																																																	
28																																																	
29																																																	
30																																																	
31																																																	
32																																																	
33																																																	
34																																																	
35																																																	
36																																																	
37																																																	
38																																																	
上川南部No.2																								小班																								面積	
林班	25	1	2	3	4	6	7	8	12	13	14	15	17	18	19	22	23	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	36	37	38	39	40	41	42	43	62.92													
26	44	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	59	60	61	62	63	64	65	66															39.15														
27	5	6	7	8	9	10	18	19	23	24	25	28	29	30	32	34	36	37	38	39	40	44	45	46	47	48	49	80	81	82	90	97	98	101	52.78														
28	102	132	136	137	138	148																								178.02																			
29	82	83	85	89	90	91	92	93	94	178	180	193	196	197	107	120	125	126	134	135	146	147	153	154															113.96										
30	23	24	25	26	27	28	37	38																								32.99																	
31	3	4	5	6	7	9	18	19	20	27	28	30	31	36	37	38	40	41	45	46	47	48	49	50	51	52	53	57	59	60	61	62	63															44.68	
32	8	10	11	21	22	23	24	25	27	45	51	52	53	57	58	59	60	61	62	63	81	83	88	95	97	98	201	208	217	230	232	233	234															13.22	
33	1	2	8	9	10	42	45	46	47																								123.36																
34	1	9	10	11	12	13	15	16	18	19	61	62	63	64	66	68	71	80	81	82	83	84	85	86	90	91	92	93	95	96	111	129	131	132															13.23
35	1	7	10	11	12	14	15	16	20	21	22	29	32	36	37	38	39	41	42	44	49	50	51	52	53	54	55	60	83	85															28.60				
36	92	93	94	95	98	99	100	110	115	116	118	119	123	125	130	131	132	133	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148															3.76		
37	17	42	43	44	45	47	49	61	67	68	69	75	76	77	78	79	80	81	82	142	143	180	181	182	183															178									
38	28	31	32	33	34	66	68	69	74	75	98	100	106	107	108	109	110	111	112	114	116	117	118	119	120	142	143	145	146	148	160	165	166	177															179
39	178	179	182	183	184	209																								88																			

別表5 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

【一般民有林】

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
8	97	0.50	① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
26	59	0.39	
28	53	0.53	
37	133	0.70	
合計		2.12	
			② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

【道有林】上川町

森林の区域		面積	参考
林班	小班	(ha)	
2	1~4, 6~8, 13, 17, 22, 29, 41~43	138.26	①気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林 ②水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林
3	1, 2, 17, 18, 41~45	201.74	
4	1, 2, 4, 6, 7, 20~22, 40~42	146.48	
7	3, 4, 7, 8	66.74	
8	1, 2	83.01	
9	1~4	123.94	
10	1, 2, 12	87.92	
11	1, 2, 4, 6, 12	163.73	
12	1	85.92	
13	1~8	495.86	
14	1, 2	22.63	
15	1~4, 7, 21, 22	94.92	
17	1~3	41.72	
18	1, 4	31.02	
19	2~4, 46	65.35	
20	2, 4~8	83.86	
21	1, 2	35.04	

22	1, 4	34.65
23	1, 5	56.04
24	1~4	186.15
25	1~3, 9~14	162.36
26	1~5	199.94
27	全域	458.10
28	全域	159.97
29	1~5	339.58
41	2, 9	86.81
42	2, 5	67.34
43	1~3	42.27
44	2, 7	45.07
45	2, 4, 5	57.46
合 計		3863.88

付属資料

- 1 上川町森林整備計画概要図
- 2 上川町鳥獣害防止森林区域